

## 令和3年度 第1回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和3年4月8日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前11時00分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹			7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員	6番	田中 圭子							
日 程	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事録署名委員の決定</p> <p>4 報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第1号 農業委員会行事等の報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第3号 合意解約申出について</p> <p>5 付議事項</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第1号 農業委員会事務局職員の任免について</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第2号 利用権設定等申出について</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第3号 農用地利用配分計画案について</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案） 及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）</p> <p>6 その他</p>								
委員会出席者	中島事務局長 竹本課長 銀杏主事								
議事録署名委員	2番	西山 博文	3番	藪田 道正					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和3年度第1回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中9名が出席							

ですので、今回の定例会は成立します。田中委員さんは本日、欠席です。4月1日付で機構改革及び人事異動がございまして、農林建設課が農山村整備課と地域整備課という格好で2課に分かれました。農山村整備課長の背任をいただきました中島といいます。前任の竹本課長は、地域整備課に異動になりました。それでは、会長さんよりあいさつをお願いします。

2. 会長あいさつ

会 長

(会長あいさつ)

3. 議事録署名委員の決定

会 長

議事録署名委員の決定です。今回は、2番の西山委員と3番の藪田委員でお願いします。

5. 付議事項

会 長

報告事項に移る前に、議案第1号、農業委員会事務局職員の任免について審議します。事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会事務局職員の任免について議決を求めます。令和3年4月1日付で、竹本課長が農林建設課長兼農業委員会事務局局長から地域整備課長へ異動になり、新たに中島課長が農林建設課参事から農山村整備課長兼農業委員会事務局局長へ異動になりました。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

辞令交付をさせていただきますので、よろしくお願いします。

(辞令交付)

会 長

竹本課長、一言あいさつをお願いします。

4. 報告事項

竹本課長

(竹本課長あいさつ、その後退室)

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和3年3月11日から4月7日までの行事等についてです。まず3月11日ですが、令和2年度第12回農業委員会定例会を開催しました。22日ですけれども、第10回常設審議委員会が倉吉市で開催されました。26日には、東部地区農業委員会会長会議と鳥取県農業会議第2回臨時総会が鳥取市で開催されました。4月1日ですが、令和2年度第12回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1ヶ月間で、利用権設定等申出書を8件、合意解約申出書を6件、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を1件、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を1件受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。  
届出に係る農地は大字若桜の田1筆と大字赤松の田2筆で、3筆の合計面積は3,386㎡です。権利を取得した人は岡山県岡山市の〇〇〇〇です。権利を取得した日は令和2年11月12日で、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権です。耕作状況ですけれども、大字若桜が休耕田、大字赤松は耕作されております。農業委員会による斡旋等の希望をされております。

会 長

担当委員、何かありますか。

職務代理

大字赤松の2筆については、農地中間管理機構経由で町内の農業法人が作る予定で話をしました。それから大字若桜のほうですが、一昨年までは〇〇〇〇が耕作されていました。こちらについても、農業法人が作ってくださいますかという話があったのですが、農業法人としては、権現橋を渡ってまでは作らないという申し合わせをしたもので、作れないという話をしました。事務局で〇〇〇〇や別の農業法人に耕作を打診したという報告がありましたけれども、ここはある程度作れる農地ではないかと思います。

小林委員

〇〇〇〇にも直接、問い合わせをいただきましたが、時期が遅かった等により、今年は〇〇〇〇としては受けられませんという返事をさせていただきました。ただ、草が生えることも心配されておりましたので、年間2回は受託という格好でで耕うん作業はさせていただくという話をしました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

茗荷推進委員

大字赤松のほうは問題ないです。大字若桜のほうについては、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に寄り、作ってくれないか、作るのが大変ですので。農地中間管理機構を通すつもりでいて、水はけよくする等、何か考えられませんかと言いましたら、結論としては受けられないと。なぜかと言いますと、規模が小さいからとのこと。あそこの土地は、周りより低い所で、言われるように規模が小さいです。

会 長

なにかPRできればいいのですが。近い場所ですし、作る人がいるかもしれませんが、条件が悪いです。

報告第3号、合意解約申出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第3号、合意解約申出についてです。

1件目の届出に係る農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,203㎡です。賃貸人は岡山県岡山市の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇です。解約の

理由としましては、病気を患って歩くことすらできなくなったというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡日はいずれも令和3年3月30日です。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 次の合意解約申出について、事務局よりお願いします。

事務局 2件目の届出に係る農地は大字小船の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,471㎡です。賃貸人は鳥取市の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字小船の〇〇〇〇です。解約の理由としましては、賃借人の変更のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡日はいずれも令和3年3月20日です。

会 長 担当委員、何かありますか。

西山委員 昨年9月、3年契約で賃借人が借り受けた案件でした。ご家族3人でえごまを作る予定だったのですが、息子さんが仕事の都合なのか、できないということらしいです。

職務代理 解約の理由が、賃借人の変更となっておりますが、後に耕作する人はいますか。

事務局 次の借受候補者は、〇〇〇〇となっております。

会 長 次の合意解約申出について、事務局よりお願いします。

事務局 3件目の届出に係る農地は大字三倉の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,269㎡です。賃貸人は岡山県岡山市の〇〇〇〇、賃借人は若桜町の農業法人です。解約の理由とし

5. 付議事項

	<p>ましては、賃借人の変更のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡日はいずれも令和3年4月3日です。</p>
会 長	<p>担当委員さん、何かありますか。</p>
盛田委員	<p>特にございません。</p>
委 員	<p>(意見等なし)</p>
会 長	<p>付議事項です。議案第2号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。</p> <p>1件目の申請農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域外、面積は1,249㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字若桜の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
会 長	<p>この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。</p>
伊井野委員	<p>3回目の更新です。借受人に確認に行きました。農地の面積が1,249㎡とありますが、実際は800㎡ほどを畑として借りていて、借受人が10年近く畑として耕作されています。この上の農地は、別の農家が田として作っておられるということで、ここも貸付人の所有農地です。別の農家の利用権設定等申出が、まだ出ていないと思い、事務局に確認しましたら、出されていないようでした。貸付人に聞いてみたら、草ぼうぼうで、自分が作るというような格好で作り始めたということでしたけれども、正式に申請したほうがいいと思い、貸付人に、整理するほうがいいとい</p>

うことを伝え、事務局にも手続きするようにお願いしたところです。1反あたり〇〇〇〇円の賃借料ですので、借受人は〇〇〇〇円払っているということで、聞き取りをしました。この件については問題ありません。

会 長                    その後の進展はどうですか。

事務局                    貸付人には既に申請書類を送りましたが、それ以降は何もないです。

伊井野委員              地番が1筆ですが、途中で石垣があって、それより上が水田ということです。1筆が2枚に分割されております。

会 長                    この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員                    (異議等なし)

会 長                    それでは、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局                    2件目の申請農地は大字高野の農地3筆、3筆の合計面積は3,513㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は1筆が田で、2筆が畑、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は1筆が〇〇〇〇円、2筆が〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長                    この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員                    先月、合意解約申出があった案件です。利用権設定をされているのは田の1筆のみです。以前に

借り受けていたのは、高野の〇〇〇〇でした。貸付人ですが、実際は町外に住んでおられます。3筆とも、借受人に貸し付ける分としては新規契約になります。現地の確認をしましたところ、田のほうは既に耕作されております。畑のほうは、去年に〇〇〇〇が作っておられた跡が残っている状態でした。〇〇〇〇は、年が〇〇歳近くで、もう整理しようかということで、貸付人に返したとのことでした。その後、借受人と契約してお世話になるということです。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。  
借受人は、畑は〇〇〇〇円とか田は〇〇〇〇円と、そう決めているのでしょうか。

藪田委員

田であっても無償の場合があります。作ってもらえるだけでいいという場合もありますし、場所によって賃料が違います。

会 長

意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

3件目の申請農地は大字香田の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,537㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字香田の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

4件目の申請農地は大字香田の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,353㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字香田の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。



5件目の申請農地は大字香田の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,172㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字浅井の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

私が事前調査をしました。3件とも、昨年までは〇〇〇〇が作っておられまして、〇〇〇〇から、今度は借受人に借り受けてもらうということです。後から出てきますが、来年に〇〇〇〇がやめるということで、〇〇〇〇のほうは長砂の周辺をまとめようということで、大字香田の下手については借受人に任せるということをしているようです。3件目も、4件目も5件目もそうです。5件目ですが、お爺様が生きていた頃は、大々的に人の分までしてこられたことがありますけど、亡くなられてからは貸付人しかいません。今度は借受人に作ってもらうということですので、ありがたいと思っていますところでは。

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

6件目の申請農地は大字長砂の田2筆で、2筆の合計面積は1,332㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字香田の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

7件目の申請農地は大字湯原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,627㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は貸貸借で1

0アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

8件目の申請農地は大字淵見の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,391㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字淵見の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字淵見の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

私の担当区域ですので、事前調査をしました。6件目については、以前から借受人が作られています。賃借料が年に1回〇〇〇〇円ということについて聞きましたら、賃料として米〇〇kgというのがあり、金に換算すると〇〇〇〇円になるということで、2筆合わせて年に1回〇〇〇〇円とのことです。これまでどおりですので、問題ないと思いました。7件目ですが、これまでは〇〇〇〇が作られた農地で、賃借権を若桜町の法人に移したということです。去年は蕎麦を作っていましたが、苗が足りないということで、今年は水稻を作るとのことです。それから8件目ですが、貸付人自身は施設に入っているということで作れません。契約期限が迫ったということで、再設定で3年間作ってもらうということになったようです。問題ないと思いますけれども、大字淵見は〇〇〇〇が頼りで、作れる人がなかなかいないという状況です。

これらの件について、質問、意見はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

9件目の申請農地は大字吉川の田2筆で、2筆の合計面積は1,877㎡です。農振区分は1筆目が農用地区域内、2筆目が農用地区域外、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

事務局

10件目の申請農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は605㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会長

これらの件について、事前調査の報告をお願いします。

永原委員

借受人より話を聞いたのですけれども、既に作っているようでして、問題ないと思います。これ以降も同様です。

会長

地目が田ですけれども、畑として作るということですか。

永原委員

蕎麦と白ねぎと作っております。

茗荷推進委員

新規になっていますが、実際は既に作っているのですか。

永原委員

本当の新規というのは、12件目のみです。それ以外は全部、これまでも作らせてもらっているそうです。

会長

これらの件について、質問、意見はありませんか。

委員

(異議等なし)

会長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局	<p>1 1 件目の申請農地は大字吉川の田4筆で、4筆の合計面積は4, 0 4 5 m<sup>2</sup>です。農振区分は4筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。</p> <p>1 2 件目の申請農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は6 0 6 m<sup>2</sup>、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
会 長	これらの件について、事前調査の報告をお願いします。
永原委員	1 1 件目も、以前から作っておられた農地として、1 2 件目が新規に設定される農地です。
会 長	これらの件について、質問、意見はありませんか。
委 員	(異議等なし)
会 長	意見等がないので、申請どおり決定します。 次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。
事務局	<p>1 3 件目の申請農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は8 1 2 m<sup>2</sup>、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。</p> <p>1 4 件目の申請農地は大字吉川の田2筆で、2筆の合計面積は2, 4 7 5 m<sup>2</sup>です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、借受人は</p>

同じく若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

永原委員 これらの案件も、実際は以前から作っておられます。

会 長 これらの件について、質問、意見はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 15件目の申請農地は大字中原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,241㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字中原の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

永原委員 再設定ということで、去年より一部、中山間地域も活用されていますし、問題ないと思いました。

会 長 この件について、質問、意見はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 16件目の申請農地は大字大野の田2筆で、2筆の合計面積は2,308㎡です。農振区分は2筆とも農用地域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、事前調査の報告をお願いします。

西山委員 新規でして、貸付人1名の所有と思っていたのですけれども、聞いてみたら3名共有だそうです。とりあえず、問題はないと思います。

会 長 それぞれが持っていたのでしょうかけれども、耕地整理のときに1筆にしたため、3名の所有権ということになっているのでしょうか。

西山委員 貸付人1名の所有にしたかったのですが、どうにもならなかったようです。

職務代理 圃場整備というのは、地権者と小作権等の関係で、換地するときに共有名義になるということがあります。

会 長 この件について、質問、意見はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

17件目の申請農地は大字大炊の田2筆で、2筆の合計面積は2,470㎡です。農振区分は2筆とも農用地域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、借受人は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は8年9ヶ月、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

18件目の申請農地は大字大炊の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地域内、面積は2,196㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は京都府城陽市の〇〇〇〇、借受人は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は畑で、設定期間は8年9ヶ月、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

これらの件について、事前調査の報告をお願いします。

藪田委員

2件とも、以前は〇〇〇〇が受けていたそうです。17件目の農地2筆は昨年、蕎麦を作っていたようですが、今年からはやめて、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構に貸して、それを〇〇〇〇が作られる格好になります。

会 長

契約期間が非常に長いですけど、大丈夫ですか。

職務代理

農地中間管理事業は10年設定が基本です。それで、今作りだした者が、後になって作りませんって言えば、次の者を探すという仕組みです。けども、最終的に農地中間管理機構から借りる者がいなくなれば、契約を途中解除するよう言ってきます。

会 長

農地中間管理機構を通して、他の農家が作られるということで、問題はないでしょうが、荒れさ

せないようにお願いします。

委員

(異議等なし)

会長

議案第3号、農用地利用配分計画案について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第3号、農用地利用配分計画案に関する意見についてです。農地中間管理事業の推進移管する法律第18条代行の規定による農用地利用配分計画案について、農業委員会からの意見を求めます。

農用地利用配分計画案に係る農地は大字大炊の田3筆で、3筆の合計面積は4,666㎡です。設定期間は8年8ヶ月、権利の設定を受けますのは八頭町の〇〇〇〇です。農用地利用配分計画決定後の作付面積は田24,859㎡、畑119㎡です。

会長

これは、先ほどの案件に係る分ではないのですか。

職務代理

農地中間管理機構に出す案件は、すぐに付いて出てくるのなら、一括で説明するほうがわかりやすいので、併せて議論すべきです。

会長

大炊地区で集落懇談会をしましたが、それに係る件ですよね。

事務局

はい。

会長

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。

申請に係る農地は大字若桜の畑2筆で、2筆の合計面積は52㎡です。農振区分は2筆とも農用



地区域外、所有権移転が伴う転用です。譲渡人は八頭町の〇〇〇〇、譲受人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇となっております。転用目的は駐車場、転用理由としましては、現在借りている駐車場が住宅から離れており便利が悪いので、住宅に隣接する申請地を自動車2台分の駐車場にしたいというものです。農地区分については、都市計画区域内にある農地という理由により、第3種農地と判断されます。

会 長                   この件について、事前調査の報告をお願いします。

盛田委員                現地を見て、譲受人宅に事情を聞きました。譲受人自身は、近くに駐車場がないため、申請箇所を駐車場にしたいとのこと。譲渡人ですが、以前は若桜町内に住んでおられたのですけれども、町外に引っ越されました。今回の申請農地で畑をしていたのですけれども、もうあがって来られないということで、譲受人と譲渡人が話をされて、譲り渡すということでした。現在は、駐車場を2、3ヶ所借りているそうです。しかし、今ある所から歩いて出たら時間がかかるようでして、大雨か大雪が降ったら行けませんということです。あの辺りは迂回路がなく、そういうことがあって、以前から転用できる箇所があればと思っていたそうです。

会 長                   この件について、質問、意見はありませんか。

茗荷推進委員           譲受人は、駐車場をどのくらい借りているのですか。

盛田委員                3、4台借りているみたいで、自分の土地には駐車場がないです。譲受人は4人家族でお子様がいて、いずれは自家用車を持つようになります。そういうことで、3、4台借りているそうですけれども、車庫証明の関係があって、近くのほうがいいのですけれども、良い場所がなかったそうです。

会 長                   ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員 (異議等なし)

会 長 それでは、申請どおり決定します。

議案第5号、令和2年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第5号、若桜町農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の決定について、農業委員会の議決を求めます。

3月1日付で、事務の実施状況等についての作成例が出されましたので、その作成例を基に数値等を入力しました。耕地面積や経営農地面積等については、最新版の作付面積統計、2015年版の農林業センサス、農地台帳面積については、農地台帳上の田と畑の合計としております。農林業センサスについてですが、現時点では2020年版の確定値は未公表でした。農地の集積面積の実績や目標値が大幅に減少していますけれども、本来は担い手のみの集積面積とするのが正しい入れ方です。今後の予定としましては、今月中にパブリックコメントの募集を始めまして、約1ヶ月間の募集期間を設けます。出されたコメント等を整理しまして、最終的には5月末までにホームページに公表する予定です。

会 長 前回、農業委員会で出された意見等を考慮して、これを作成したということですか。

事務局 はい。

伊井野委員 作付面積統計の時点はいつですか。

事務局 令和3年3月31日です。農林水産省が、独自で調査されたものです。令和2年度と令和3年度で、耕地面積が19ヘクタール変わりました。

6. その他	職務代理	時点が違う箇所がありますが、〇〇ヘクタール変わったということを出すほうがいいです。
	事務局	この耕地及び作付面積統計というのは、国が調べているものです。誰が調査するというのが、こちらではわかりません。毎年なので、数値が変わることがあります。ただ、公表するにあたって、ここは統計上の数値を使うということが決まっていますので、それぞれの統計上の数値を使っています。
	伊井野委員	農林業センサスについても、ホームページを見るだけでなく、他の所から聞かないといけません。
	事務局	速報値は既にありますけれども、都道府県単位しか出ておらず、市町村単位がまだ出ておりません。
	職務代理	本来は、統計数値を使うことの何が大事かという、当年度の目標を達成できたか、翌年度はどういう目標でどういう活動をするのかという計画の作成の基にすることです。
	事務局	これらは、ホームページとかに載せてパブリックコメントの募集という形をとりますので、ひとまずこの形でいかせてもらい、最新版がわかり次第、変えて出させてもらおうと思います。
	会 長	そういうことで、事務局はよろしくお願いします。
	会 長	その他の事項です。
		●次回定例会は、5月10日（月）9：00～に決定。
	会 長	以上で、令和3年度第1回の定例会を終了します。